

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

※4月4日時点の情報です。

市では、引き続き対策に取り組んでいきます。

詳しくは、担当へ問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

二次元コードはこちら▼



ワクチンの春開始接種

新型コロナウイルス感染症は、5月8日から季節性インフルエンザなどと同じ5類感染症となりま

す。今後も感染症の流行が続くことが見込まれるため、オミクロン株対応ワクチンの春開始接種として追加接種を実施します。

◇対象 1・2回目接種が完了し、次のいずれかに該当する方

①65歳以上である

②5～64歳の方のうち、基礎疾患がある、または、医師が重症化リスクが高いと判断した

③医療従事者、高齢者施設等従事者である

◇接種時期・回数 5月～8月に

1回

※9月以降にも、秋開始接種として1回の接種を実施します。

◇接種場所・開始時期

*市の集団接種会場 11フォレスト・イン昭和館(5月22日から)、アキシマエンススポーツ館(6月2日から)

*市内の個別接種実施医療機関 5月8日以降順次

◇使用するワクチン オミクロン株BA・4・5対応ワクチン(モデルナ社製／一部の個別接種実施医療機関を除く)

◎対象となる方のうちオミクロン株対応ワクチンを1回接種した方

令和4年11月12日までにオミクロン株対応ワクチンを接種した方へ、4月24日以降に接種券を送付します。接種について詳しくは、接種券に同封の案内をご覧ください。

なお、11月13日以降に接種した方には順次送付します。

対象の②に該当し、5月中旬までに接種券が届かない方は、問い合わせてください。

◎対象となる方のうちオミクロン株対応ワクチンを1回も接種していない方
お持ちの接種券で接種を受けることができません。

ただし、対象の②・③に該当する方はインターネットの予約システムでは予約をすることができません。昭島市新型コロナウイルスコールセンターで予約をしてください。

◎市外から転入した方、接種券を紛失した方は連絡を

接種券発行の申請が必要です。発行に時間がかかりますので、接種を希望する方は早めに問い合わせてください。

☆詳しくは、昭島市新型コロナウイルスコールセンター ☎0120-201-432(毎日/午前9時～午後5時)へ。

市ホームページ内のワクチン接種情報についてのページはこちら▼



市税などの納付はお済みですか

4月は令和4年度課税分の徴収強化月間です。市税などの納め忘れに注意してください。

☆詳しくは、納税課へ。

◎市税の休日窓口を開設

◇日時 4月30日(日)の午前9時～午後4時

◇場所 市役所納税課

◇取り扱う税金 市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

◎納税の猶予制度

災害を受けた、事業を休廃止したなどの理由で税を納期限内に納付できない場合は、猶予制度があります。

◎納税は便利で確実な口座振替で

市税等収納取扱金融機関または市役所納税課で、振替を希望する納期限の45日前までに手続きしてください。

固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の納付方法が変わります

地方税お支払サイトで、クレジットカードだけでなくインターネットバンキングなどさまざまな方法で納付できるようになりました。利用方法など詳しくは、5月に発送する納税通知書に同封の案内や、市ホームページをご覧ください。

なお、市・都民税、国民健康保険税をクレジットカードで納付する場合は、引き続きF-REGI公金支払いを利用してください。

いずれの納付方法も、クレジットカード納付での手数料は利用者負担となります。

市ホームページはこちら▶

